

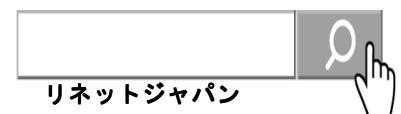
不要パソコンの回収開始について

市民の利便性の拡充と小型家電リサイクルの推進のため、平成30年度から家庭で不要になったパソコンの回収を予定しています。

- 1 現在のパソコンの排出方法
家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収（一部有償）
- 2 平成30年4月からのパソコンの回収方法
 - (1) 小型家電回収ボックスによる回収
 - ア 取扱パソコン種別
15センチ×30センチの小型家電回収ボックスの投入口に入るもの。
 - イ 回収場所
市清掃関係施設及び本庁舎、出張所（富勢を除く）など市内18か所
 - (2) 業者との業務提携による宅配回収
 - ア 取扱パソコン種別
種別は不問
 - イ 業務提携事業者
㈱リネットジャパン
（環境省・経済産業省から認定を受けた「小型家電リサイクル法」の認定事業者。千葉、船橋、松戸市などを含む全国125市町村と無償で業務提携）
 - ウ 回収方法
3辺合計140cm以内かつ20キロ以内の箱にまとめたものを、無償で戸別回収（排出者各自で㈱リネットジャパンHPから回収手続を行う）
 - エ 回収手数料
無償



（箱は各自で用意または提携事業者から購入）



- 3 留意事項
排出者各自での個人情報の消去に関する周知の徹底（業務提携事業者利用の場合、データ消去サービス有）
- 4 周知方法
 - (1) 広報かしわ、市ホームページ、平成30年度版のごみ出しカレンダー、ごみ分別アプリ等への情報掲載
 - (2) 使用済み小型家電回収制度のチラシへの変更内容の反映（市公共施設等で配布）
 - (3) 市民向け各種説明会での説明